

労働安全衛生法に基づく特別教育（粉じん特別教育）受講報告書

実習工場班 河野 厚志

1. はじめに

労働安全衛生法に基づく特別教育（粉じん特別教育）が、平成19年9月7日、沼津労政会館において行われ、受講したので報告します。

2. 特別教育の内容

- (1) 粉じんによる疾病と健康管理について
粉じんによる疾病の主なものにじん肺があり、その進み方、合併症などを聞いた。
じん肺を発症した場合、都道府県労働局が決定するじん肺の程度（「じん肺管理区分」）に応じて、健康管理などの措置を事業者が行わなければならないことなど、じん肺について詳しく聞いた。
- (2) 粉じんによる疾病の防止について
粉じんの発生をおさえる方法、発生した粉じんを取り除く方法、発生した粉じんを新鮮な外気で薄める方法など粉じんによる疾病の防止策を聞いた。
- (3) 粉じん作業の管理について
発生した粉じんを取り除くための装置の管理や、使用の重要性を聞いた。
- (4) 呼吸用保護具の種類と使用方法について
呼吸用保護具（防塵マスク）の種類と適正な使用方法、手入れの仕方などを聞いた。
- (5) 関係法令のあらまし
じん肺法施行規則に記述される、合併症の範囲や、法に定められる粉じん作業の種類などを聞いた。

3. 所感

粉じん及び、呼吸用保護具についての講義は元三保造船の方が行われた。アーク溶接特別教育を受けた時と同じ方だったため多少重複する内容もあったが、自らの体験を元に行われる講義は飽きの来ない内容で、興味深く聞くことができた。じん肺に関しては事業者の立場から従業員に対する健康管理の重要性を聞き、呼吸用保護具の種類と使用方法についてはサンプルと使用法の実演を見せていただき理解を深めることができた。

過酷な条件の中で行われる作業においては作業者本人が健康管理に留意し、粉じん防止装置や呼吸用保護具を適切に使う事が重要であること、じん肺などの疾病を発病した場合は事業者が責任が問われることになるため、事業者の立場からは、作業者に対する教育や健康管理が重要であることを深く感じさせられた。

これから世の中に出ていくことになる学生に対して、自分の体を守るため、又、社会に迷惑をかけないためにも安全衛生の意識を高めるように教育していくことが大事であると感じた。